

**令和2年第1回泉南市議会定例会議案書
(付議案件綴及び同説明資料綴)**

(追加分)

議 案 一 覧 表

(令和2年3月9日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	31	泉南市入湯税賦課徴収条例の制定について	5
議 案	32	一般職の職員の給与に関する条例及び泉南市職員旅費条例の一部を改正する条例の制定について	9
議 案	33	令和元年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第12号）	15
議 案	34	令和2年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第1号）	29

議案第 3 1 号

泉南市入湯税賦課徴収条例の制定について

泉南市入湯税賦課徴収条例を別紙のように定める。

令和 2 年 3 月 9 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

（仮称）泉南市営りんくう公園内に温泉を有する施設（合宿所）が新設されることに伴い、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 7 0 1 条の規定に基づき、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課す必要があることから、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市入湯税賦課徴収条例

(課税の根拠)

第1条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第701条の規定に基づき、入湯税を課する。

2 入湯税の賦課徴収について、法令及び泉南市市税賦課徴収条例(昭和32年泉南市条例第6号)に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(入湯税の納税義務者等)

第2条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

(入湯税の課税免除)

第3条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 年齢12歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に基づいて設置された施設に入湯する者
- (4) 日帰り入浴に係る料金の額(消費税額及び地方消費税額に相当する額を除く。)が1,000円未満である鉱泉浴場に入湯する者
- (5) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校に就学し、修学旅行その他の学校教育上の見地から行われる行事に参加する者並びに当該行事における引率者及び介添者

(入湯税の税率)

第4条 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 宿泊する者 150円

(2) 宿泊しない者 75円

(入湯税の徴収の方法)

第5条 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

(入湯税の特別徴収の手続)

第6条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。

3 第1項の特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、その納入金を納入書により納入しなければならない。

(入湯税に係る不足金額等の納入の手続)

第7条 入湯税の特別徴収義務者は、法第701条の10、第701条の12又は第701条の13の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第8条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次の各号に掲げる事項を市長に申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人

番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2) 鉱泉浴場施設の所在地

(3) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定によって申告した者は、その申告した事項に異動があつた場合は、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第9条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項に規定する帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 3 2 号

一般職の職員の給与に関する条例及び泉南市職員旅費条例の一部を改正する条例の制定
について

一般職の職員の給与に関する条例及び泉南市職員旅費条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 2 年 3 月 9 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

国との人事交流のため、勤務場所の変更及び住居の移転等に伴い、本市関係条例において所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例及び泉南市職員旅費条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年泉南市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第12条の2に次の1号を加える。

(7) 職員宿舍の使用料の額

第15条の2第2項中「100分の6」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 東京都特別区内にある勤務場所に勤務する職員 100分の20

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の6

第15条の3第1項各号列記以外の部分中「いる職員」の次に「(本市が貸与する職員宿舍その他任命権者が定める住宅に居住する職員を除く。)」を加える。

(泉南市職員旅費条例の一部改正)

第2条 泉南市職員旅費条例(昭和31年泉南市条例第7号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 鉄道賃、航空賃、船賃及び車賃(第7条—第10条の2)

第3章 日当及び宿泊料（第11条・第12条）

第4章 移転料、着後手当及び扶養親族移転料（第13条—第15条）

第5章 解職及び退職者の旅費（第16条—第20条）

附則

第1条中「別表」を「別表第1、別表第2及び別表第3」に改める。

第3条中「食卓料、」の次に「移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を加える。

第17条を第20条とし、第13条から第16条までを3条ずつ繰り下げる。

第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 移転料、着後手当及び扶養親族移転料

（移転料）

第13条 赴任（本市以外の機関からの派遣を受け入れて採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。ただし、同一都道府県の区域内におけるものを除く。以下同じ。）に伴い住所又は居所を移転する場合には、移転料として次の各号に定める額を支給する。

- (1) 赴任の際扶養親族（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。））、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持している者をいう。以下同じ。）を移転する場合には、旧勤務地から新勤務地までの路程に応じた別表第3に定める額
- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）

- 2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。
- 3 前2項の規定により移転料の額を計算する場合において、当該移転料の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第14条 赴任に伴い住所又は居所を移転する場合には、着後手当として別表第1に定める日当の額の5日分及び宿泊料の額の5夜分に相当する額を支給する。ただし、新勤務地に到着後直ちに自宅又は宿舎に入居する場合には、同表に定める日当の額の2日分及び宿泊料の額の2夜分に相当する額を支給する。

(扶養親族移転料)

第15条 赴任に伴い扶養親族を移転する場合には、扶養親族移転料として次に定める額を支給する。

- (1) 赴任の際扶養親族を旧勤務地から新勤務地まで伴う場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額
 - ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、航空賃、船賃及び車賃の全額並びに宿泊料の3分の2に相当する額
 - イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額
 - ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の宿泊料の額の3分の1に相当する額
- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第13条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前

号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額) を超えることができない。

2 前項第1号アからウまでの規定により宿泊料の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前2項の規定を適用する。

別表第1中「別表第1」を「別表第1（第1条、第14条関係）」に改める。

別表第2中「別表第2」を「別表第2（第1条関係）」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第3（第1条、第13条関係）

区分	鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	鉄道2,000キロメートル以上
副市長・教育長	153,000円	177,000円	218,000円	269,000円	356,000円	375,000円	401,000円	465,000円
一般職給料表7級以上の職務にある者	126,000円	144,000円	178,000円	220,000円	292,000円	306,000円	328,000円	381,000円

一般職給料表 6級以下4級 以上及び教育 職給料表3級 の職務にある 者	107,000円	123,000円	152,000円	187,000円	248,000円	261,000円	279,000円	324,000円
一般職給料表 3級以下及び 教育職給料表 2級以下の職 務にある者	93,000円	107,000円	132,000円	163,000円	216,000円	227,000円	243,000円	282,000円

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって、鉄道1キロメートルとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 33 号

令和元年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第 12 号）

令和元年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第 12 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 46,724 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24,925,416 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 3 月 9 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 寄附金		462,845	35,000	497,845
	1 寄附金	462,845	35,000	497,845
19 繰入金		519,537	11,724	531,261
	1 基金繰入金	511,178	11,724	522,902
歳入	合 計	24,878,692	46,724	24,925,416

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,224,112	11,724	2,235,836
	1 総務管理費	1,631,935	11,724	1,643,659
11 諸支出金		794,242	35,000	829,242
	2 公共施設整備基金費	608	10,000	10,608
	4 ふるさと泉南水なす基金費	462,000	25,000	487,000
歳 出	合 計	24,878,692	46,724	24,925,416

令和元年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第12号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
18	寄附金	462,845	35,000	497,845			
(1)	寄附金	462,845	35,000	497,845			
	1) 総務費寄附金	462,700	25,000	487,700	1. 総務管理費寄附金	25,000	ふるさと泉南応援寄附金
	3) 教育費寄附金	100	10,000	10,100	2. 教育総務費寄附金	10,000	教育施設整備事業寄附金
19	繰入金	519,537	11,724	531,261			
(1)	基金繰入金	511,178	11,724	522,902			
	3) ふるさと泉南水な す基金繰入金	232,601	11,724	244,325	1. ふるさと泉南水な す基金繰入金	11,724	ふるさと泉南水なす基金繰入金
歳 入 合 計		24,878,692	46,724	24,925,416			

款 19 繰入金 項 1 基金繰入金

歳 出

款 2 総務費 項 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
2 総務費	2,224,112	11,724	2,235,836	11,724		
				繰入金		
				11,724		
(1) 総務管理費	1,631,935	11,724	1,643,659	11,724		
				繰入金		
				11,724		
9) 企画費	352,545	11,724	364,269	11,724		
				繰入金		
				11,724		
				節 区 分	金 額	
				12. 役務費	584	
				13. 委託料	11,140	
[4] ふるさと寄附推進事業	217,013	11,724	228,737	11,724		政策推進課
				繰入金		
				11,724		
				[ふるさと泉南水な す基金繰入金 11,724]		
				節 区 分	金 額	
				12. 役務費	584	郵便料 341 決済手数料 243
				13. 委託料	11,140	ふるさと応援寄附PR業務委託料 1,336 物産品配送業務委託料 9,804
11 諸支出金	794,242	35,000	829,242	35,000		
				寄付金		
				35,000		
(2) 公共施設整備基金費	608	10,000	10,608	10,000		
				寄付金		
				10,000		

1) 公共施設整備基金費	608	10,000	10,608	10,000		
				寄付金		
				10,000		
				節 区 分	金 額	
				25. 積立金	10,000	
[1] 公共施設整備基金事業	608	10,000	10,608	10,000		財政課
				寄付金		
				10,000		
				[教育総務費寄附金 10,000]		
				節 区 分	金 額	
				25. 積立金	10,000	
(4) ふるさと泉南水なす基金費	462,000	25,000	487,000	25,000		
				寄付金		
				25,000		
1) ふるさと泉南水なす基金費	462,000	25,000	487,000	25,000		
				寄付金		
				25,000		
				節 区 分	金 額	
				25. 積立金	25,000	
[1] ふるさと泉南水なす基金事業	462,000	25,000	487,000	25,000		政策推進課
				寄付金		
				25,000		
				[総務管理費寄附金 25,000]		
				節 区 分	金 額	
				25. 積立金	25,000	
歳 出 合 計	24,878,692	46,724	24,925,416			
				寄付金		
				35,000		

款 11 諸支出金 項 4 ふるさと泉南水なす基金費

款 11 諸支出金 項 4 ふるさと泉南水なす基金費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				繰入金 11,724		

参 考

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 市税	8,938,042		8,938,042	35.9
2 地方譲与税	161,751		161,751	0.6
3 利子割交付金	15,100		15,100	0.1
4 配当割交付金	49,700		49,700	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	45,700		45,700	0.2
6 地方消費税交付金	1,173,100		1,173,100	4.7
7 ゴルフ場利用税交付金	44,100		44,100	0.2
8 自動車取得税交付金	33,900		33,900	0.1
9 環境性能割交付金	19,700		19,700	0.1
10 地方特例交付金	50,496		50,496	0.2
11 地方交付税	3,201,824		3,201,824	12.8
12 交通安全対策特別交付金	9,338		9,338	—
13 分担金及び負担金	212,208		212,208	0.9
14 使用料及び手数料	351,244		351,244	1.4
15 国庫支出金	4,434,565		4,434,565	17.8
16 府支出金	2,011,484		2,011,484	8.1
17 財産収入	35,907		35,907	0.1
18 寄附金	462,845	35,000	497,845	2.0
19 繰入金	519,537	11,724	531,261	2.1
20 諸収入	289,314		289,314	1.2

(単位：千円・%)

21 市債	2,812,488		2,812,488	11.3
22 繰越金	6,349		6,349	—
歳 入 合 計	24,878,692	46,724	24,925,416	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 議会費	215,626		215,626	0.9
2 総務費	2,224,112	11,724	2,235,836	9.0
3 民生費	11,156,052		11,156,052	44.8
4 衛生費	1,602,440		1,602,440	6.4
5 農林水産業費	180,260		180,260	0.7
6 商工費	85,225		85,225	0.3
7 土木費	1,541,930		1,541,930	6.2
8 消防費	925,967		925,967	3.7
9 教育費	2,487,096		2,487,096	10.0
10 公債費	3,637,442		3,637,442	14.6
11 諸支出金	794,242	35,000	829,242	3.3
12 予備費	20,000		20,000	0.1
13 災害復旧費	8,300		8,300	—
歳 出 合 計	24,878,692	46,724	24,925,416	100.0

議案第34号

令和2年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第1号）

令和2年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,895千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,849,947千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月9日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	3,030,000	1,606	3,031,606
20 諸収入	299,878	289	300,167
歳入合計	22,848,052	1,895	22,849,947

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 総務費	2,017,235	1,895	2,019,130			289	1,606
歳 出 合 計	22,848,052	1,895	22,849,947			289	1,606

令和2年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第1号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
11	地方交付税	3,030,000	1,606	3,031,606			
(1)	地方交付税	3,030,000	1,606	3,031,606			
	1) 地方交付税	3,030,000	1,606	3,031,606	1. 地方交付税	1,606	普通交付税
20	諸収入	299,878	289	300,167			
(4)	雑入	291,601	289	291,890			
	2) 雑入	290,401	289	290,690	3. 徴収金収入	289	職員宿舍使用料
歳 入 合 計		22,848,052	1,895	22,849,947			

款 20 諸収入 項 4 雑入

歳 出

款 2 総務費 項 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
2 総務費	2,017,235	1,895	2,019,130	289	1,606	
				諸収入		
				289		
(1) 総務管理費	1,400,330	1,895	1,402,225	289	1,606	
				諸収入		
				289		
2) 人事管理費	299,190	1,895	301,085	289	1,606	
				諸収入		
				289		
				節 区 分	金 額	
				8. 旅費	335	
				13. 使用料及び賃借料	1,560	
[2] 人事管理・給与支給事業	7,561	1,895	9,456	289	1,606	人事課
				諸収入		
				289		
				[徴収金収入		
				289]		
				節 区 分	金 額	
				8. 旅費	335	普通旅費
				13. 使用料及び賃借料	1,560	職員宿舍借上料
歳 出 合 計	22,848,052	1,895	22,849,947			
				諸収入		
				289		

参 考

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 市税	8,954,224		8,954,224	39.2
2 地方譲与税	169,300		169,300	0.7
3 利子割交付金	11,200		11,200	0.1
4 配当割交付金	44,700		44,700	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	25,000		25,000	0.1
6 法人事業税交付金	24,500		24,500	0.1
7 地方消費税交付金	1,240,100		1,240,100	5.4
8 ゴルフ場利用税交付金	43,400		43,400	0.2
9 環境性能割交付金	46,000		46,000	0.2
10 地方特例交付金	60,900		60,900	0.3
11 地方交付税	3,030,000	1,606	3,031,606	13.3
12 交通安全対策特別交付金	8,865		8,865	—
13 分担金及び負担金	60,740		60,740	0.3
14 使用料及び手数料	331,208		331,208	1.4
15 国庫支出金	4,376,018		4,376,018	19.2
16 府支出金	2,014,989		2,014,989	8.8
17 財産収入	24,002		24,002	0.1
18 寄附金	200,000		200,000	0.9
19 繰入金	694,528		694,528	3.0
20 諸収入	299,878	289	300,167	1.3

(単位：千円・%)

21 市債	1,188,500		1,188,500	5.2
歳入合計	22,848,052	1,895	22,849,947	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 議会費	209,600		209,600	0.9
2 総務費	2,017,235	1,895	2,019,130	8.8
3 民生費	11,182,881		11,182,881	48.9
4 衛生費	1,706,758		1,706,758	7.5
5 農林水産業費	161,039		161,039	0.7
6 商工費	82,883		82,883	0.4
7 土木費	1,731,294		1,731,294	7.6
8 消防費	930,381		930,381	4.1
9 教育費	2,024,291		2,024,291	8.8
10 公債費	2,417,372		2,417,372	10.6
11 諸支出金	364,318		364,318	1.6
12 予備費	20,000		20,000	0.1
歳 出 合 計	22,848,052	1,895	22,849,947	100.0

